

第7章 雑則

（防火対象物の使用開始の届出等）

- 第64条 令別表第1に掲げる防火対象物を使用しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、その使用開始前にあらかじめ、その防火対象物の所在、用途、収容人員その他当該防火対象物の使用に関して消防活動上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。
- 2 前項に掲げる防火対象物で、第5章及び令第2章第3節の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置したもの（法第17条の3の2の規定により検査を受けるものを除く。）は、所轄消防署長の検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定による届出は、使用開始の日の4日前までにしなければならない。
- 4 第2項に規定する防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置したときは、第1項の規定による届出の際、当該防火対象物に設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書を添付しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第7号〕

【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分を使用しようとする者に対し、その内容を事前に消防署長に届け出ることを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防署長の検査を義務付けることにより、当該防火対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態を確保するとともに、消防署において防火安全対策に資するため、当該防火対象物情報を収集しようとするために定めたものである。

本条は、昭和48年の条例全部改正時には、「法第17条の防火対象物のうち、政令別表第1（19）項及び（20）項を除くもの」は、「使用開始の日の7日前まで」に消防機関に届け出て、当該防火対象物の所在、用途、収容人員、火気設備、消防用設備等について検査を受けなければならないこととなっていた。しかし、昭和49年の政令改正（昭和49年政令第252号）により、消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物は、①特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のもの、②消防長又は消防署長が指定するものとなった。このことを踏まえ、札幌市では、昭和50年に条例を改正し、本条に係る防火対象物の使用開始前の検査と法による消防用設備等の検査が重複しないよう規定整備するとともに、使用開始前の届出期限については、消防用設備等設置届出に係る届出期限（省令第31条の3）と同様に「当該防火対象物に設置される消防用設備等の工事が完了した日から4日以内」にしなければならないこととされた。

その後、昭和54年までは、本条の規定に基づく届出は、消防用設備等の設置が義務付けられていた防火対象物に限定していたが、大型建築物であっても建築工法によって消防用設備等が設置されないものが出現してきており、防災活動上、事前に把握しておく必要があることから、昭和55年の条例改正により、使用開始届出の対象は、消防用設備等が義務設置なのか否かに関わらず、政令別表第1（19）項及び（20）項を除く防火対象物とした。さらに、平成4年の条例改正により、政令別表第1（19）項及び（20）項を含む全ての防火対象物が本条の対象となっている。

また、火気設備等は、季節的に設けられることが多く、検査としてなじまないこと、火気設備のうち固定設備については第66条による届出がなされ、それ以外のものは法第4条に基づく立入検査、予防査察等によって対応できるということから、昭和55年の条例改正により届出と消防用設備等の検査に区分し、規定した。

平成15年には、法第17条の3の2が改正（平成15年法律第84号）され、同法第17条第3項の特殊消防用設備等が追加されたことに伴い、本条を改正している。

【第64条（防火対象物の使用開始の届出等）】

なお、届出の期間は、火災予防条例（例）では「使用開始の7日前まで」であり、全国的にも条例（例）の内容を踏まえ7日前までとしている。札幌市においても、前述のとおり、昭和48年の全部改正時には「使用開始の7日前まで」としていたが、昭和50年には省令と同内容である「消防用設備等の設置工事が完了した日から4日以内」に改められ、昭和55年には「使用開始の4日前まで」に改められ、現在に至っている。

【解説】

- 1 本条の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防機関が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が消防関係法令に違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分がある場合には速やかに是正指導するための契機にしようとするものである。建築確認の段階においては、消防機関による消防同意制度があるが、建基法第7条の規定による建築物に対する完了検査は、この同意の対象に含まれないと解されているため、消防機関は、建築確認の対象となった計画に対し、実際に竣工した建築物が合致しているか否かを確かめることができず、別個に立入検査を必要とするのであるが、その時期としては当該建築物の使用開始前が適当である。この時期を的確に把握することが本条の届出の一つ目の目的である。
- 2 次に、消防同意の段階で確認した建築物の計画書（建築確認申請書）については、消防機関で保管される制度とはなっていない。これについては、法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届出が必要な消防用設備等を設置する場合は、その段階で建築物の情報がある程度入手することができるが、一般的には消防同意の段階で消防機関が建築関係図書を入手できる状態になっていない。よって、本条の届出書に防火対象物の配置図、各階の立面図及び平面図、消防用設備等の設計図書、消防用設備等の試験結果報告書等を添付させることにより、消防機関が防火対象物あるいは当該防火対象物に入居するテナントの情報を入手することができる。これが、本条の届出の二つ目の目的である。
- 3 本条による所轄消防署長による検査の対象は、「第5章及び令第2章第3節の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置したもの」となっている。ただし、法第17条の3の2の規定により検査を受けるものは除かれる。
- 4 札幌市では、消防用設備等設置届出書が防火対象物使用開始届出書を兼ねることができる運用としているが、それぞれの届出の目的が異なることに留意し、消防用設備等設置届出書のみで届け出る場合には、防火対象物使用開始届出書として必要な資料も添付しなければならない。
- 5 消防用設備等設置届出書と防火対象物使用開始届出書の内容を整理すると、下表のとおりとなる。

	消防用設備等設置届出	使用開始届出
届出者	防火対象物の関係者	防火対象物を使用しようとする者（関係者でなくてもよい。）
届出の様式	消防用設備等設置届出書	防火対象物使用開始届出書
届出の対象施設	政令第35条に規定する防火対象物（※）	政令別表第1に掲げる全ての防火対象物
届出の時機	消防用設備等を設置（改修）したとき。	防火対象物を使用しようとするとき。
届出の期限	消防用設備等の工事が完了した日から4日以内	使用開始の4日前まで
届出の内容	設置した消防用設備等に関すること。	防火対象物の所在、用途、収容人員その他当該防火対象物の使用に関して消防活動上必要な事項に関すること。
検査の対象	設置した消防用設備等	設置した消防用設備等のうち、法第17条の3の2に規定する検査対象の消防用設備等を除いたもの

※ 消防用設備等設置届出を要する防火対象物（政令第35条に規定する「消防機関の検査を受けな

【第64条（防火対象物の使用開始の届出等）】

ければならない防火対象物等」）は、以下のとおりである。

（1）次に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1（2）項ニ、（5）項イ並びに（6）項イ（1）から（3）まで及びロに掲げる防火対象物

イ 政令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

ウ 政令別表第1（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（ア又はイに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

（2）政令別表第1（1）項、（2）項イからハまで、（3）項、（4）項、（6）項イ（4）、ハ及びニ、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項並びに（16の3）項に掲げる防火対象物（（1）イ及びウに掲げるものを除く。）で、延べ面積が300平方メートル以上のもの

（3）政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

（4）（1）から（3）に掲げるもののほか、政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの

6 防火対象物の検査を実施する際には、当該防火対象物が新築か否か、どのような届出書類があるのかを確認する必要がある。どのような検査が何に基づいて行われるのかについては、新築の防火対象物を例にとると、下表のとおりとなる。

検査項目	検査・調査の根拠となるもの（何に基づく検査・調査か）	
	関係者等（※1）と消防の義務又は使命	
消防用設備等	法第17条の3の2（消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書）	【関係者等】 ・法第17条の3の2「検査を受けなければならない」 【消防】 ・省令第31条の3第2項「検査しなければならない」 ⇒ 関係者等、消防ともに、検査は法令上の義務
	第64条第1項（防火対象物使用開始（内容変更）届出書）	【関係者等】 ・第64条第2項「検査を受けなければならない」 【消防】 ・規則第17条第2項「調査又は検査を行い…」 ⇒ 関係者等は条例に基づき検査を受ける義務、消防は規則に基づき検査を実施
届出を要する火気設備（※2）	第66条	【関係者等】 ・第66条「届け出なければならない」 【消防】 ・予防要綱第52条第3号「調査を行い…」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は予防要綱に基づき必要な調査（※3）を実施
上記以外の火気設備	レンジフード上の排気ダクトの確認など、第66条に基づく届出対象となっていないものは、第64条第1項	【関係者等】 ・第64条「届け出なければならない」 【消防】 ・予防要綱第52条第2号「調査又は検査を行い…」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は予防要綱に基づき必要な調査を実施

【第 6 4 条（防火対象物の使用開始の届出等）】

防火対象物の 所在、用途、収 容人員	第 6 4 条第 1 項	【関係者等】 ・第 6 4 条「届け出なければならない」 【消防】 ・予防要綱第 5 2 条第 2 号「調査又は検査を行い……」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は予防要綱に基づき必要な調査を実施
防火対象物の 使用に関して 消防活動上必 要な事項		【関係者等】 ・第 6 4 条「届け出なければならない」 【消防】 ・予防要綱第 5 2 条第 2 号「調査又は検査を行い……」 ・札幌市消防局警防規程（平成 1 1 年札幌市消防長訓令第 4 号。以下、本条【解説】において「警防規程」という。）第 5 条（※ 4） ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は予防要綱及び警防規程第 5 条に基づき調査を実施

※ 1 「関係者等」とは、法第 2 条に規定する所有者、管理者又は占有者のほか、本条の主体となる「防火対象物を使用しようとする者」をいう。

※ 2 届出を要する火気設備及び記載する様式は、以下のとおり（第 6 6 条関係）。

（1）炉（第 3 条関係） 様式 1 1

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉

ウ イに掲げるもののほか、据付面積 2 平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

（2）同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 3 5 0 キロワット以上となる厨房設備（第 3 条の 2 関係） 様式 1 1

（3）入力 7 0 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。第 3 条の 4 関係） 様式 1 1

（4）ボイラー又は入力 7 0 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令第 1 条第 3 号に定めるものを除く。第 4 条関係） 様式 1 1

（5）乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。第 8 条関係） 様式 1 1

（6）サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。第 9 条関係） 様式 1 1

（7）入力 7 0 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機（第 1 3 条の 2 関係） 様式 1 1

（8）火花を生ずる設備（第 1 4 条関係） 様式 1 1

（9）放電加工機（第 1 4 条の 2 関係） 様式 1 1

（10）高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 5 0 キロワット以下のものを除く。第 1 5 条関係） 様式 1 2

（11）燃料電池発電設備（第 1 2 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。第 1 2 条の 2 関係） 様式 1 2

（12）内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 1 6 条第 4 項に定めるものを除く。第 1 6 条関係） 様式 1 2

（13）蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。第 1 7 条関係） 様式 1 2

（14）設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備（第 1 8 条関係） 様式 1 3

（15）水素ガスを充てんする気球（第 2 1 条関係） 様式 1 4

※ 3 「必要な調査」とは、用途や収容人員などの届出内容に齟齬（そご）がないかを確認するほか、火気設備等の設置状況が技術上の基準に適合しているかなどを確認する火災予防上必要な調査

【第64条（防火対象物の使用開始の届出等）】

であって、実地調査が原則であるものの、内容によっては、書面による調査又はその他の手段による調査も選択できる。

※4 札幌市消防局警防規程第5条〔警防調査〕

警防部長及び署長は、消防地理、水利及び消防対象物の状況を把握するため、別に定めるところにより、所属職員に警防調査を実施させるものとする。

- 7 それぞれの検査項目に対する検査・調査そのものの根拠については上表のとおりであるが、第64条又は第66条に規定する届出に基づく実地調査を行う権限の法的根拠は法第4条であり、法第17条の3の2に規定する届出に伴う実地検査の際に届出以外の項目を確認する場合も、法第4条が根拠になっている。

- 8 検査及び調査の結果に係る交付書類等については、下表のとおりである。

検査・調査の別	検査・調査結果	交付書類等
法第17条の3の2に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出に係る検査	支障ない	・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（副本） ・検査済証（省令別記様式第1号の2の3の2関係）
	支障あり	【軽微な工事に関する検査の場合】 ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（副本）（規則様式27の「検査済」を押印）
第64条第2項に基づく防火対象物使用開始（内容変更）届出に係る検査（※）	支障ない	・防火対象物使用開始（内容変更）届出書（副本） ・検査済証（予防要綱様式45の2関係）
	支障あり	【軽微な工事に関する検査の場合】 ・防火対象物使用開始（内容変更）届出書（規則様式28の「検査済」を押印）
		・防火対象物使用開始（内容変更）届出書（副本） ・立入検査結果通知書

- ※ 検査・調査の結果、本条第2項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置状況については支障なかったが、本条第1項に規定する届出項目に支障がある場合は、検査済証は交付するが、併せて立入検査結果通知書を交付し、不備事項の是正指導をすることになる。